

非正職員賞与なし「不合理」

正職員の6割支給命令

大阪高裁判決

正職員と非正職員の待遇差が労働契約法の禁じる「不合理な格差」にあたるかが争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁（江口とし子裁判長）は15日、非正職員にも賞与を支給すべきだとする判断を示した。最高裁は昨年6月、正社員と非正社員の手当の待遇差を「不合理」と初めて判断したが、弁護士は「賞与の支払いを認めただけは画期的だ」としている。

訴えていたのは、学校法人大阪医科大学（現・大阪医科大学）のアルバイト職員として2013年1月～16年3月に時給制で働いていた大阪府高槻市の50代女性。正職員と同様に毎日出勤して教員のスケジュール管理などに従事してい

たのに、賞与や手当、休暇制度に差があるのは違法だとして、大学に賞与など約1270万円の支払いを求めた。

江口裁判長は、大学の正職員に支給される賞与は金額が年齢や成績に一切連動していないことから、一定期間働いたことへの対価の性質があると指摘。賞与が全く支払われないことは不合理と判断した。正職員には取得が認められている夏季休暇と病気休暇も「生活保障の必要性がある」などとして待遇差は不合理と認定し、女性の請求を棄却した昨年1月の一審・大阪地裁判決を変更。正職員の賞与額の約6割となる約70万円の賞与分を含む109万円の支払いを大学に命じた。大学は「判決文が届いていないのでコメントできない」としている。（大貫聡子）

バイト賞与なし「違法」

大阪高裁 格差「不合理」認定

大阪医科大学（大阪府高槻市）の正職員とアルバイト職員の待遇格差の是非が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁（江口とし子裁判長）は15日、賞与をア

ルバイトに全く支給しないのは不合理で、労働契約法に違反すると判断した。原告女性が求めた賞金差額など約1270万円のうち、大学の運営法人に約110

万円を賠償を命じた。正規と非正規の賃金格差を巡る同種訴訟では、最高裁が昨年6月、格差の合理性は手当や賞与など賞金項目ごとに「個別に考慮すべ

きだ」と初の判断の枠組みを示した。原告弁護士によくと、最高裁判断以降、賞与で不合理な格差を認めた判決は初めて。

女性は50歳代で、控訴審判決によると、2010年、時給制のアルバイトで研究室の秘書として採用され、平日5日間、1日7時間程度の勤務形態で、16年まで勤務。賞与は支給されなかった。昨年1月の一審・大阪地裁判決は賞与に關し、「長期雇用を想定して支給

している」として請求を棄却し、女性が控訴していた。江口裁判長は判決で、一般的賞与の性質について「労務の対価や功勞報償、生活費の補助など多様な性質がある」とした上で、大阪医科大学の賞与の場合、年齢や成績、業績と連動して

おらず、「就労している」と自体に対する対価」と指摘。月給制の有期契約の職員には、正職員の8割が支給されていることも踏まえ、アルバイトにも6割の

支給が妥当とし、女性については2年分で約70万円の支払いを命じた。基本給の格差については女性の請求を退けた。

大学側は「判決文が届いていないので、コメントできない」としている。